

岐阜県公報

号外(一) 令和二年四月十五日

人事委員会規則

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十七号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第十二条第二項に規定する」を「第十二条第二項ただし書の「」、「さす」を「指す」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が条例第十二条第一項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、同条第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の「十五日」の期間に含まれないものとする。

第二十九条の十の二第一項第三号中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十九条の十の四第二項において同じ。」「に改める。

第二十九条の十の四第二項中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき」を削り、「除く。」は「を」を除く。には「に」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。
(経過措置)

2 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間における改正後の第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第八号。以下「平成三十年改正条例」という。)(附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「場合」とあるのは「場合及び平成三十年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合」とする。

3 令和二年四月一日前に改正前の第二十九条の十の二第一項第三号の月の中途において停職若しくは休職にされ、専従休職の許可を受け、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業を始め、又は派遣された場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

令和二年四月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社